

15 魅力ある都心づくりの推進について

(国土交通省関係)

要望内容

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置期間の延長等

(要 旨)

本市が進める「楕円形の都心づくり」の東西の核である広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区は都市再生緊急整備地域に指定され、またその一部は中四国で初となる特定都市再生緊急整備地域にも指定されています。

当地域では、土地利用規制の緩和、民間プロジェクトに対する課税の特例措置などにより、高次都市機能の充実や国際競争力の強化に資する都心の再開発を促進することとしており、現在、本年8月に路面電車が2階に乗り入れる予定である広島駅ビルの建替え計画や、令和6年10月に着工した基町相生通地区市街地再開発事業を始め、本市の都心における優良な民間都市開発が進められています。

こうした中で、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における課税の特例措置が本年度で終了すれば、来年度以降の民間事業者の開発計画に大きく影響することが懸念されます。

本市としては、今後も、魅力ある都心づくりに向けて優良な民間都市開発を促進しなければならない状況であることから、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における課税の特例措置期間の延長はもとより、その内容の拡充について、引き続き格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

都市再生緊急整備地域／特定都市再生緊急整備地域及び各事業の位置図

